

## 資料3－5 栃木県火災・災害等即報要領

### 栃木県火災・災害等即報要領

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

##### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

##### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合は、原則として当該災害が発生した地域の属する市町が災害に関する即報を県へ報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報を消防庁へ報告するものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第一報を県と消防庁へ報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部は第一報後の報告についても引き続き消防庁へ報告するものとする。

(5) 市町又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、直ちに分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告するものとする。県は、市町又は消防本部からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

##### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお報告に万全を期すため、特に第一報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末(栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照)からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性確保のため様式等によることができない場合は、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

###### (1) 様式

###### ア 火災即報・・・・・・第1号様式

火災を対象とする。(爆発を除く。)

###### イ 特定の事故即報・・・・・・第2号様式

特定の事故(危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故)を対象とする。

###### ウ 救急・救助事故等即報・・・・・・第3号

救急事故・救助事故・武力攻撃災害・緊急対処事態を対象とする。なお、ア・イの即報を行うべき火災及び特定の事故に伴う救急事故・救助事故については省略することができる。

ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

#### エ 災害即報・・・・・・第4号様式（その1・その2）

災害を対象とする。ただし、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア・イ・ウの即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

#### （2）画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

#### 5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か迷う場合は、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。
- (5) 市町又は消防本部が県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は県に報告するものとする。
- (6) (1)から(5)にかかわらず、地震等により消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を市町又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。
- (7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により行うものとする。
- (8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

#### 1 火災即報

##### （1）一般基準

火災即報については、次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

##### （2）個別基準

次の火災については（1）の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 建物火災

（ア）特定防火対象物で死者の発生した火災

（イ）高層建築物の11階以上、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

（ウ）国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

（エ）建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

（オ）損害額1億円以上と推定される火災

（カ）公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

イ 林野火災

- (ア) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (イ) 空中消火を要請又は実施したもの
- (ウ) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的影響度が高いもの
- (エ) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

ウ 交通機関の火災

- 船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの
- (ア) 航空機火災
  - (イ) 社会的影響度が高い船舶火災
  - (ウ) トンネル内車両火災
  - (エ) 列車火災

エ その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 特定の事故即報

(1) 一般基準

特定の事故即報については、原則として次のような人的被害を生じた事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の事故については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で次に掲げるもの

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災・爆発又は漏えい事故

(オ) 湖沼・河川への危険物流出事故

(カ) 高速道路等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

イ 原子力災害等

(ア) 放射性物質を輸送する車両において火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

ウ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発・漏えい及び異臭等の事故であって、社会的影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

3 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故又は災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）
  - （例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
    - ・バスの転落による救急・救助事故
    - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
    - ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
    - ・不特定又は多数の人が利用する建築物及び施設における設備等で発生した救急・救助事故
    - ・全国的に流通している食品の摂取又は製品利用による事故で、他の地域でも同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

#### 4 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について、上記 3 と同様式を用いて報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する危険が迫っていると認められるに至った事態

#### 5 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 一般基準
  - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
  - イ 市町が災害対策本部を設置したもの
  - ウ 災害が 2 市町以上にまたがるもので、1 市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの
    - （例示）台風、豪雨、豪雪
- (2) 個別基準
  - ア 地震
    - 地震が発生し、当該市町の区域内で震度 4 以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
  - イ 風水害
    - (ア) 崖崩れ・地すべり・土石流等により、人的又は住家被害が生じたもの
    - (イ) 河川の溢水・破堤の決壊等により、人的又は住家被害が生じたもの
    - (ウ) 台風・豪雨により、人的又は住家被害が生じたもの
    - (エ) 突風、竜巻等により、人的又は住家被害が生じたもの
  - ウ 雪害
    - (ア) 雪崩等により、人的又は住家被害が生じたもの
    - (イ) 道路凍結又は雪崩等により、孤立集落が生じたもの
  - エ 火山災害
    - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
    - (イ) 火山の噴火により、人的又は住家被害が生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災即報

(1) 交通機関の火災

第2の1(2)ウに同じ。

(2) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

2 特定の事故即報

(1) 危険物等に係る事故

ア 第2の2(2)ア(ア)(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物の漏えい等

エ 市街地又は高速道路等におけるタンクローリー事故等に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路で発生したタンクローリー火災

(2) 原子力災害等

第2の2(2)イに同じ。

(3) 爆発・異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

3 救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるものの

(1) 列車・航空機・船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

4 武力攻撃災害

第2の4(1)(2)に同じ。

5 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の5の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

#### 第4 記入要領

第1号・第2号・第3号・第4号様式の記入要領は次に定めるものほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

##### <火災即報>

###### 1 第1号様式（火災）

###### (1) 火災種別

火災の種別は「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」「その他の火災」とし、欄中該当する記号を○で囲むこと。

###### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動状況も記入すること。

###### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等を記入すること。（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

###### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

###### (5) その他参考事項

次の火災の場合は「その他参考事項」欄に各項に掲げる事項を併せて記入すること。

###### ア 死者3人以上生じた火災

###### (ア) 死者が生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。（ア）において同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び環境

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況・予防査察の経過

###### (イ) 火災の状況

a 発見及び通報状況

b 避難状況

###### イ 建物火災で個別基準の(オ)又は(カ)に該当する火災

###### (ア) 発見及び通報状況

###### (イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護状況

(オ) 市町及び消防本部の応急対策状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

###### ウ 林野火災

###### (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野植生

(ウ) 自衛隊派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

###### エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

##### <特定の事故即報>

###### 2 第2号様式（特定の事故）

###### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

###### (2) 事業所名

「事業所名」は「〇〇株〇〇工場」のように事業所の名称すべてを記入すること。

###### (3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中該当する記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物の場合は、危険物の類別及び品名も記入すること。

(5) 施設の区分

欄中該当する記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合は、危険物施設の区分（製造所等の別）も記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況、市町の応急対策状況を記入すること。

また、他消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動状況も記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）自衛隊派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合は「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動をする又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものも含む。）について、所属消防本部名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等の活動状況も記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合

は、その設置及び解散日時を記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

(例示)・市町、その他関係機関の活動状況

- ・避難勧告、指示の状況
- ・避難所設置状況
- ・自衛隊派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4様式ーその1(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所・日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的・住家被害に重点を置くこと。

ウ 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入するとともに、市町（消防機関含む。）が講じた応急対策も記入すること。

なお、震度6弱以上の地震の場合は、119番通報件数の概数も記入すること。

(例示)・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況

- ・避難勧告、指示の状況
- ・避難所設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
- ・自衛隊派遣要請、出動状況

(2) 第4様式ーその2(被害状況即報)

ア 各被害欄

原則として、報告時点で判明している最新数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数・通話不能回線数・停電戸数・供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町ごとに適用日時を記入すること。

エ 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害発生場所

被害の生じた市町又は地域名

- (イ) 災害発生日時  
被害の生じた日時又は期間
- (ウ) 災害の種類、概況  
台風・豪雨・豪雪・洪水・地震等の種別、災害の経過や今後の見通し等
- (エ) 応急対策の状況

市町（消防機関含む。）が講じた応急対策を記入すること。

なお、震度6弱以上の地震の場合は、119番通報件数の概数も記入すること。

（例示）・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況

- ・避難勧告、指示の状況
- ・避難所設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
- ・自衛隊派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティア活動状況

#### 附 則

この要領は、平成2年5月15日から施行する。

この要領は、平成7年1月17日から施行する。

この要領は、平成8年5月15日から施行する。

この要領は、平成12年2月15日から施行する。

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

この要領は、平成15年6月27日から施行する。

この要領は、平成15年10月15日から施行する。

この要領は、平成16年3月1日から施行する。

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

この要領は、平成19年3月31日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

この要領は、平成20年9月9日から施行する。

この要領は、平成21年3月23日から施行する。

この要領は、平成22年3月29日から施行する。

この要領は、平成24年3月30日から施行する。

この要領は、平成24年5月31日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 連絡先

県	終日	県民生活部 危機管理課 及び 消防防災課	防災行政 ネットワーク	電話	500-2136
				FAX	500-2146
			N T T回線	電話	028-623-2136
				FAX	028-623-2146
消防庁	勤務時間内 (平日9時30分 ～ 18時15分)	応急 対策室	N T T回線	電話	03-5253-7527
				FAX	03-5253-7537
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90- 49013
				FAX	発信特番-048-500-90- 49033
	勤務時間外	宿直室	N T T回線	電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90- 49102
				FAX	発信特番-048-500-90- 49036

## 第1号様式（火災）

第 報

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分			
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146					
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)				
(　月　　日　　時　　分現在)		報告者名	(Tel )			

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所	栃木県防災情報マップ 6- , - (英字) (数字)						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分				
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所				出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 負傷者 重 症 中等症 軽 症	人 人 人 人	死者の生じた 理 由				
建物の概要	構造 階層				建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損 棟数	全 燒 半 燒 部 分 燒 ぼ や	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	$m^2$ $m^2$ a
り災世帯数					気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署) 消防 団 その 他				台 台	人 人 人	
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第2号様式（特定の事故）

第一報

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課 終日 →NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		報告日時	年 月 日 時 分			
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)				
事故名	1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 ( 月 日 時 分現在)	報告者名	(Tel )			
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )					
発生場所						
事業所名						
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	発見日時 鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法			気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI 等 7. その他 ( )		物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ( )					
施設の概要			危険物施設 の区分			
事故の概要						
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 重症 中等症 軽症	人 ( 人) 人 ( 人) 人 ( 人) 人 ( 人)			
消防防災活動状況 及 び 救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員		出場資機材	
		事業所	自衛防災組織 共同防災組織 その他	人		
			消防本部 (署)	台		
			消防団	台		
			自衛隊	人		
			その他	人		
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、かかる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第3号様式(救急・救助事故等)

第一報

送付先: 栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年月日時分
終日	→NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
		報告者名	(TEL )

(月 日 時 分現在)

事故灾害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者 (性別・年齢) 計 人	負傷者等 重 症 中等症 軽 症	人 (人)	人 (人)
	不明 人	{		
救助活動の要否	{			
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第4号様式（その1）〔災害概況即報〕

第一報

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年月日時分
終日	<b>⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146</b>		
<p>※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)</p>		市町 (消防本部名)	
		報告者名	(TEL )

(月 日 時 分現在)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況									

## 《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第4号様式 (その2) [被害状況即報]

終日 ⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課  
※第一報に於いてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】

市町名 (消防本部名)	区分	区分		被害	区分	被害	備考
		田	流出・埋没		公立文教施設	千円	
報告者名	(Th.)	冠水	ha		農林水産業施設	千円	災害発生年月日
災害名	災害名	冠水	ha		公共土木施設	千円	災害の種類概況
報告番号	第 報 (月 日 時現在)	文教施設	箇所		その他の公共施設	千円	
		病院	箇所		公共施設被害市町数	千円	
		道路	箇所		農産物被害	千円	
人 的 的 被 害 者 者	死者	橋りょう	箇所		林産物被害	千円	応急対策の状況
	行方不明者	河川	箇所		畜産物被害	千円	
	負傷 者	砂防	箇所		水産物被害	千円	
	重傷	清掃施設	箇所		商工被害	千円	
	軽傷	崖くずれ	箇所		その他	千円	
	全壊	鉄道不通	箇所		被害総額	千円	
	半壊	被害船舶	隻				
住 家 被 害	人	水道	戸		災害等の設置状況		・避難所の設置状況
	棟	電話	回線		対策本部		
	世帯	電気	戸		設置	月 日 時 分	
	半壊	ガス	戸		解散	月 日 時 分	
	人	プロック塀等	箇所				
	棟						
	世帯						
	一部破損						
	人						
	棟						
	世帯						
	床上浸水						
	人						
	棟						
	世帯						
	床下浸水						
	人						
	棟						
	世帯						
非住家	公共建物	火災発生	火災発生	り災世帯数※2 り災者数※2	災害救助法適用状況		自衛隊の派遣要請、出動状況
※1	その他	3	3	世帯 人			
		危険物	建物	件	消防職員出動延人数	人	災害ボランティアの活動状況
		その他	その他	件	消防団員出動延人数	人	その他

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防災第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。

※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたものののみ計上すること。  
※2 災世帯及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。

※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上すること。

◎被害額は省略することができるものとする。

◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

## 即報基準一覧

※詳細は筋木県火災・災害等即報要領を参照すること

### 連絡先

(終日⇒) 消防防災課	防災行政 NW 500-2136 (FAX)	(勤務時間内 ⇒応急対策室) NTT回線 028-623-2146 (FAX)	NTT回線 地域衛星 NW 03-5253-7555 (FAX)	NTT回線 地域衛星 NW 03-5253-7555 (FAX)
			勤務時間外 ⇒宿直室) NTT回線 016-550-3040056 (FAX)	勤務時間外 ⇒宿直室) NTT回線 016-550-3040056 (FAX)

④ 報告すべき火災・災害等を覚知したとき直ちに第1報を報告（判断に迷う場合、は報告）⇒できるだけ早く、分かかる範囲について判明したものから逐次報告。以降、各即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告。

### 第1号様式使用

#### 1 火災発生（おそれ含む）

- ① 一般基準
- 死者3人以上発生
  - 死者及び負傷者の合計10人以上発生
- ② 個別基準
- A 建物火災
- 特定防火対象物で死者発生
  - 例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャラバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等
  - 11階以上の階や、地下街又は地下街の火災で利用者等が避難
  - 指定重要文化財又は特定違反対象物
  - 建物焼損延べ面積3,000m<sup>2</sup>以上（推定）
  - 損害額1億円以上（推定）
  - 公的施設（官公署、学校、県営住宅等）
- B 野川火災
- 燃燒面積10ha以上（推定）
  - 空中消火要請（新木県防災へり「おおるり」等要請）又は実施
  - 住家等へ延焼するおそれがある等社会的影響度高
  - 送電線・配電線が近距離
  - 交通機関の火災
  - 航空機
  - 社会的影響度が高い船舶
  - ホテル内の車両
  - 列車
  - その他
  - 特殊な原因、様態等消防上特に参考となるものの（例：消火活動を著しく妨げる毒ガスの放出を伴う火災）
  - ③ 社会的影響基準
  - ①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高
  - ③②に該当しないと認められるに至った事態
- C その他の
- 可燃性ガス等の爆発、漏油、異臭等社会的影響度高
  - 放射性物質等の運搬中に事故発生及
  - 放射性元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏洩
  - 放射性同位元素又は放射線漏洩

### 第2号様式使用

#### 2 特定の事故発生（おそれ含む）

- ① 一般基準
- 死者5人以下の救急事故
  - 死者及び負傷者の合計15人以上の救急事故
  - 要救助員5人以上の救助事故
  - 覚知から救助完了までの所用時間5時間以上の救助事故
  - その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事故
  - 救助行動（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む）
  - 例：列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
  - ・バスの転落による救急・救助事故
  - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
  - ・火災防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
  - ・不特定又は多数の者が利用する建物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
  - ・全国的に流通している食品の混入又は製品の利用による事故で、他の事端において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故
  - 死者及び負傷者の合計15人以上の救急・救助事故
  - で次に掲げるもの
  - △ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
  - △ バスの転落等による救急・救助事故
  - △ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
  - △ 映画館、百貨店、駅舎、露店等不特定多數の者が集まる場所における救急・救助事故
  - △ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度高
  - 武力攻撃による人の死又は負傷、火事、爆発、放射生物質の放出その他の人の死又は負傷、放傷する行為が発生した事態又はそれが発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態
- ② 個別基準
- A 地震
- 当該市町村の区域内で震度4以上（震度5強以上）を記録した地震（被害の有無を問わず）
  - 風水害
  - 崩崩れ、地すべり、土石流等による※人の・住家被害
  - 河川の溢水、堤防の決壊等による※人の・住家被害
  - 台風・豪雨による※人の・住家被害
  - 突風・竜巻等による※人の・住家被害
  - 死者又は行方不明者の発生
  - 雪害
  - 道路の凍結又は雪崩等による孤立集落発生
  - 火山災害
  - 噴火警報（火口周辺）発表後、入山規制又は通行規制等実施
  - 火山の噴火による※人の・住家被害
  - 死者又は行方不明者の発生
- B 地震
- ③ 社会的影響基準
  - ①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高

### 第3号様式使用

#### 3 救急・救助事故発生（おそれ含む）

- ① 一般基準
- 死者5人以下の救急事故
  - 死者及び負傷者の合計15人以上の救急事故
  - 要救助員5人以上の救助事故
  - 覚知から救助完了までの所用時間5時間以上の救助事故
  - その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事故
  - 救助行動（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む）
  - 例：列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
  - ・バスの転落による救急・救助事故
  - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
  - ・火災防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
  - ・不特定又は多数の者が利用する建物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
  - ・全国的に流通している食品の混入又は製品の利用による事故で、他の事端において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故
  - 死者及び負傷者の合計15人以上の救急・救助事故
  - で次に掲げるもの
  - △ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
  - △ バスの転落等による救急・救助事故
  - △ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
  - △ 映画館、百貨店、駅舎、露店等不特定多數の者が集まる場所における救急・救助事故
  - △ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度高
  - 武力攻撃による人の死又は負傷、火事、爆発、放射生物質の放出その他の人の死又は負傷、放傷する行為が発生した事態又はそれが発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態
- ② 個別基準
- A 地震
- 当該市町村の区域内で震度4以上（震度5強以上）を記録した地震（被害の有無を問わず）
  - 風水害
  - 崩崩れ、地すべり、土石流等による※人の・住家被害
  - 河川の溢水、堤防の決壊等による※人の・住家被害
  - 台風・豪雨による※人の・住家被害
  - 突風・竜巻等による※人の・住家被害
  - 死者又は行方不明者の発生
  - 雪害
  - 道路の凍結又は雪崩等による孤立集落発生
  - 火山災害
  - 噴火警報（火口周辺）発表後、入山規制又は通行規制等実施
  - 火山の噴火による※人の・住家被害
  - 死者又は行方不明者の発生
- B 地震
- ③ 社会的影響基準
  - ①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高

### 第4号様式使用

#### 4 災害発生（おそれ含む）

- ① 一般基準
- 市町村が災害対策本部設置
  - 2市町村以上にまたがるもので1市の市町村における被害は甚微であっても、県域で見た場合に大被害発生（例：台風・豪雨・豪雪）
  - ② 個別基準

A 地震

    - 当該市町村の区域内で震度4以上（震度5強以上）を記録した地震（被害の有無を問わず）
    - 風水害
    - 崩崩れ、地すべり、土石流等による※人の・住家被害
    - 河川の溢水、堤防の決壊等による※人の・住家被害
    - 台風・豪雨による※人の・住家被害
    - 突風・竜巻等による※人の・住家被害
    - 死者又は行方不明者の発生
    - 雪害
    - 道路の凍結又は雪崩等による孤立集落発生
    - 火山災害
    - 噴火警報（火口周辺）発表後、入山規制又は通行規制等実施
    - 火山の噴火による※人の・住家被害
    - 死者又は行方不明者の発生

B 地震

    - ③ 社会的影響基準
    - ①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高

※入的被害=死者、負傷者、行方不明　住家被害=全壊、半壊、一部損壊（ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く）、床上浸水、床下浸水等